

指宿市運輸事業者支援金のおしらせ

コロナ禍からの経済活動の再開による世界的な原油需要のひっ迫及び円安を原因とする燃油価格の影響を受けている路線バス、タクシー等の公共交通事業者及び運送事業者を対象に、経営負担の軽減と安全で安定した運行の確保・維持を図るため、予算の範囲内において支援金を支給します。

該当する事業者は、指宿市役所商工水産課に申請を行ってください。

■ 支給対象者（個人・法人不問）

- (1) 指宿市内に本社又は営業所がある乗合バス事業者
- (2) 指宿市内に本社又は営業所があるタクシー事業者
- (3) 指宿市内に本社がある一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者
- (4) 指宿市内に本社がある自動車運転代行業者
- (5) 市税に滞納がないこと
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと
- (7) 暴力団及び暴力団員でないこと

■ 支給対象車両及び支援金の額

区分	要件	支援金の額
路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業に供する車両	100,000円/台
タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業に供する車両	15,000円/台
大型貨物	車両総重量8,000kg以上又は最大積載量5,000kg以上の事業用普通貨物自動車及び事業用特種用途自動車（緑ナンバー）	62,000円/台
中型貨物	車両総重量3,500kg以上8,000kg未満又は最大積載量2,000kg以上5,000kg未満の事業用普通貨物自動車及び事業用普通特種用途自動車（緑ナンバー）	28,000円/台
小型貨物	事業用小型貨物自動車及び事業用小型特種用途自動車（緑ナンバー）	13,000円/台
軽貨物	道路運送車両法に規定する事業用軽貨物自動車及び事業用軽特種用途自動車（黒ナンバー）	10,000円/台
運転代行随伴車	随伴用自動車	6,000円/台

※ 霊柩車及び年間走行距離が6,000km未満の車両は対象外

裏面に続きます

■ 申請方法

下記の書類を指宿市役所商工水産課窓口に提出してください。

- (1) 指宿市運輸事業者支援金支給申請書（第1号様式：同封の様式をご使用ください）
- (2) 自動車検査証記録事項の写し（車検証の写しは不可）
- (3) 市税等に滞納がないことの証明
- (4) 運転代行保険証券の写し（運転代行随伴車のみ必要）

■ 申請書提出期限

令和7年4月18日（金）17時（必着） ※郵送での提出も可能です。

■ その他

- (1) 自動車検査証記録事項の写しが手元にない場合、自動車販売店または整備工場において取得が可能です。お近くの自動車販売店または整備工場にご相談ください。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により支援金の支給決定を受けた場合、当該支給決定を取り消すとともに、既に運輸事業者支援金の支払いが完了しているときは、支援金を返還していただきます。
- (3) 支給対象や申請方法等についてご不明な点がございましたら、指宿市商工水産課までお問い合わせください。

【問い合わせ・申請書提出先】

〒891-0497 指宿市十町2424

指宿市役所産業振興部商工水産課商工運輸係

TEL:0993-22-2111（内312）